

# 競技者及び役員倫理規程

(一財)長野県バレーボール協会

## 1. 目的

この規程は、(一財)長野県バレーボール協会(以下「本会」という)の競技者(選手、チーム、チーム関係者を含む)及び役員(委員会委員、加盟団体委員を含む)が、それぞれの責務に対し、スポーツ関係者としての倫理に照らして免脱する行為を行うことにより、他からの疑惑や不信を招き、批判を受けることのないよう禁止事項を示し、注意を喚起することを目的とする。

## 2. 競技者及び役員の責務

競技者及び役員は、本会の定めた諸規程や決定事項を遵守し、競技規則を守り、常に品位と名誉を重んじつつ、フェアプレーの精神に基づいて他の範となるよう行動し、バレーボールの健全な普及・発展に努めなければならない。

## 3. 禁止事項

次に掲げる行為を禁止する

- 1.) 身体的・精神的暴力行為(バイオレンス)  
(直接的暴力、暴言、脅迫、威圧等を行うことを厳に禁ずる)
- 2.) 身体的及び精神的セクシャルハラスメント  
(親しみの言動、表現であっても受けとめ方に違いがあることを認識し、性的言動、表現を行うことを厳に慎むこと)
- 3.) ドーピング及び薬物の乱用  
(ドーピングはフェアプレーの精神に反するばかりではなく、競技者の健康を害するものであり、絶対に行わないこと。また、麻薬や覚醒剤等薬物の使用は反社会的な行為であり絶対に使用しないこと)
- 4.) 個人的な差別等人権尊重の精神に反する言動  
(プライバシー(個人的人権)については、それぞれが十分配慮し、立場の弱い者に対して人道的に反する行動や強要をしないこと)
- 5.) 負担金、補助金等の経理処理に関し、他の目的への流用や不正行為  
(公益法人会計基準にそぐわない不適切な会計処理)
- 6.) 競技における不正行為を期待して、役員、審判員、相手チーム関係者等との間で金品を授受することはもとより、事前に接触すること
- 7.) 選手の進路にかかわる所要の手続きを経ずして、選手の勧誘、入部、移籍を行うこと

8.) 選手の勧誘、入部、移籍に関連し、選手にこれらを強要したり当事者（選手、保護者、指導者、代理人）間において社会通念上良識を越える金品を授受すること

#### 4. 倫理委員会の設立

この規程の実効性を確保するため、本会に倫理委員会を設置する。  
倫理委員会の組織及び運営に関する事項については、理事会の決議により別に定める。

#### 5. 処分規程

##### 1.) 処分の手続き

この規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められる場合は、各団体の責任者は直ちに調査を開始し倫理委員会に報告する。競技者及び役員がこの規程に違反する行為があったと認められる場合においては、会長は倫理委員会の意見を聴取したうえで、厳正に必要な措置をとるものとする。

##### 2.) 処分の内容

3の禁止事項に違反した場合、競技者にあつては、競技会等への出場及び参加資格の一定期間又は永久の停止あるいはその他の処分、役員にあつては、役員資格の一定期間又は永久の停止あるいはその他の処分を行う。

ただし、違反の事実が当事者の故意でなく軽微な場合は、注意又は警告にとどめる。

#### 6. 附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

## 一般財団法人長野県バレーボール協会倫理委員会規程

### (目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人長野県バレーボール協会（以下「本会」という）理事会の議決に基づき、本会がスポーツの基本であるルール、マナーを守り、フェアプレーの精神に則り、常に健全かつ公正な運営と発展に努めるとともに、競技者及び役員が倫理規程に違反する行為を行った場合は、厳正に必要な措置をとることを目的とする。

### (所 掌)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 本会及び本会役員の綱紀粛正の推進に関すること。
- (2) 本会加盟団体について、本会の加盟団体規程、競技者及び役員倫理規程など関係規程の遵守及び処分に関すること。
- (3) 前2項について、周知徹底を図るとともに必要に応じ事実確認等を行い、その結果を会長に具申すること。

### (委 員)

第3条 委員会に、次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名（副会長）
- (2) 委員 若干名（専務理事、地区理事、総務委員長、高体連、中体連、小連）

第4条 委員長は、副会長の中から会長が委嘱する。

2. 委員は、理事の中から推挙する者を、理事会に諮って、会長が委嘱する。

### (任 期)

第5条 委員の任期は、委嘱日より開始し、本会理事の任期と同じく終了する。ただし再任を妨げない。

### (委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

2. 委員長が必要と認めるときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。
3. この規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、委員会において定める。

### (本規程の変更)

第7条 本規程は、理事会の議決により変更することができる。

### 附 則

1. この規程は、平成25年4月1日から施行する。

# 国民体育大会選手選考規程

(一財)長野県バレーボール協会

## 1. 目的

本規程は、国民体育大会に関わる選手およびスタッフの選考方針・選考方法を明文化し、選考結果の公平性・正当性を担保することを目的とする

## 2. 適用範囲

本規程の適用範囲は、北信越国民体育大会並びに国民体育大会の、バレーボールに関する全種別の選手・スタッフの選考に適用する

## 3. 選考方針および選考方法

- イ 当年度事業計画における強化委員会事業計画にて、各種別の選手・スタッフ選考方針と選考方法を提案し、理事会（3月開催）に諮るものとする
- ロ 全種別、県選抜を原則とし、最強チームを編成する
- ハ 選考は種別毎に、選考委員による以下の選考会を経て最終決定する
  - 成年：1次選考会（国体県予選終了後） 最終選考会（7月中旬）
  - 少年：1次選考会（高校新人県大会終了後） 2次選考会（高校総体県大会終了後）  
最終選考会（7月中旬）
  - ビーチ：1次選考会（国体県予選終了後） 最終選考会（7月中旬）
- ニ 種別毎の国体県予選会を開催し、そのエントリー者の中から最終的に代表選手を決定する

## 4. 選考に関わる周知・公開

- イ 選考方針並びに具体的な選考方法は、理事会（3月開催）後に開催される加盟団体代表委員総会にて報告し、年度当初に加盟各団体を通して関係者に周知する
- ロ 選考結果は、対象選手・スタッフの所属団体（企業・学校など）、チーム代表者・顧問などに文書にて通知する。また協会ホームページに毎月掲載する「NVAニュース」により、一般公開する

## 5. 選考委員会

専務理事を選考委員長とし、正副強化委員長および各種別担当強化委員、少年種別においては県高校体育連盟バレーボール専門部委員長および委員を選考委員に加えて構成する

## 6. 改廃

この規程の改廃は、強化委員長が起案し専務理事が決裁する。

## 附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

## JOC ジュニアオリンピックカップ全国都道府県対抗中学バレーボール大会 長野県選抜選手 選考基準

(一財) 長野県バレーボール協会

### 1 本基準の目的

JOC ジュニアオリンピックカップ全国都道府県対抗中学バレーボール大会 長野県選抜選手選考にあたり、選手選考過程と選考方法を明確にする。

### 2 選手選考会（トライアウト）参加対象者

参加を希望する県内中学生で、次の①②または③に該当する者とする。

- ①JOC ジュニアオリンピック長野県代表選手に選ばれた場合に参加できる者
- ②健康で基本的な生活習慣が身につけており、長野県選抜選手としての活動に意欲がある者
- ③本会強化委員会及び長野県中学バレーボール選抜選手選考委員会にて推薦する者

### 3 選手選考方法

下記に示した大会の趣旨とチーム構成の基準を考慮し、次の観点を総合的に判断して男女各12名を選考する。

- ①体格、体型及び筋力、スピード、パワー、柔軟性、持久力など基礎体力の測定結果
- ②試合形式による総合技能判定結果
- ③身長や指高および運動能力の高さなどの将来性

#### 大会開催要項より（抜粋）

大会の趣旨 中学生バレーボールのレベルアップを図り、各チームとの交流を通して友情を深め フェアプレイ精神の高揚をめざし、中学生指導者の研修の場とする。

チーム構成 ①男子 180cm、女子 170cm 以上の長身選手を各々3名以上とする。  
②1校（1チーム）3名以内とする。ただし、同一校で長身選手が4名の場合は除く。

競技規則 ①ネットの高さは男子 2.43m、女子 2.24m とする。  
②長身選手を常時2名以上出場させること。  
③リベロは1名以内とする。（試合ごとに登録する）  
④グループ戦において登録選手を全員最低1回以上出場させること。

### 4 選考結果の発表

所属中学校の顧問または所属クラブ責任者を通じて、本人に文書にて連絡する。

また本会ホームページに掲載する「NVA ニュース」により一般公表する。

### 5 選考委員会の構成

本会専務理事を選考委員長とし、正副強化委員長および中学担当強化委員、長野県中学バレーボール選抜選手選考委員（県中体連専門部推薦者）で構成する。

### 6 本基準の改廃

本基準の改廃は、本会強化委員会が起案し、同理事会の承認をもって発効するものとする。